

【学界動向】ローマ法関連諸学会・研究会のオンライン開催

佐々木健

1. 近年、ローマ法学に関する学会や研究会の中には、対面に加えオンラインでも参加可能とするハイブリッド方式や、対面会場を設定せずオンラインで完結する開催方式を採用する会が増加している。

本稿は、速報として、近時の概要とそれぞれの特色を覚書程度に記し、諸賢の参画を強く促すものである。

2. 周知の通り、ユーラシア大陸東岸に位置する我が国では、旧来、欧米で開催される学会や研究会への参加は、物理的移動に時間と費用とを要するばかりでなく、そもそも開催の日程や場所を知る方法が限られ、容易ではなかった。このため、古くは、ドイツ法制史家大会や SIHDA (古代法史のための Fernand de Visscher 記念国際学会) の開催記録を事後に入手し、学界動向を追体験する、という方法でキャッチアップが図られたとも聞く。

やがて、長期在外研究中に欧州開催の会に臨席するだけでなく、専ら会への出席・報告を目的とする短期渡航も珍しくなくなったが、それでも、費用工面が困難な若手などには、高いハードルが残っていた。

今世紀に入り、例えば法制史学会では、海外での学会報告など研究発表に際し助成金が支給されるなど、金銭的な支援は拡がり、その意味で困難は小さくなりつつある。しかし、特に若手には、外国語でのプレゼンテーションには、語学や心理的な面から、なお障壁

は残るかもしれない。また、旅慣れぬまま、異国での会に出席することは、留学で既に人脈を得た経験などがなければ、尻込みすることも多いかと推測される。加えて、そもそも海外渡航自体、旅程の予約や現地での移動、宿泊、食事の勝手が違い、落ち着いて研究発表を聴講し思索を深めるに至らないと考える向きもあろう。

3. 「コロナ禍」は、この状況を一変させた。物理的接触を避けるため、会がオンラインで開催されるようになり、共存の時期に入ると、オンラインを残したハイブリッド方式など、海外に渡航せずとも、欧州での会に参加が可能な場面は大きく増えた。

加えて、次節で見る通り、新たにオンラインのみで開催される研究会が立ち上がるなど、設営、準備が容易である点を利用した、新たな試みも少なくない。

当方は、2010年頃には、京都大学ローマ法研究会の母体である学説彙纂講読に、メールで事前事後に意見を投じる、という形で参加した記憶がある。その後、2010年代中盤には、同会で Skype を用いてボンと繋ぐなど、オンライン参加も併用し、言わば早過ぎるハイブリッド開催の経験もあった。しかし、2020年代には、Zoom の利用が普及し、所属先が契約している場合には、簡便な方法で常用できる態勢となっている。当方、個人的には、上記の会や、学内で組織する基礎法系の研究会を、オンラインのみ、あるいはハイブリッド方式で幹事として主宰する例が増えた。

これに対し、以下では、主に聴講者としてオンライン参加した・する・できなかった会を紹介しておく。

4. 前号までにも紹介した ARC (コンスタンティヌス大帝期ローマ法学会) は、昨夏の第 26 回国際大会では、対面のみに戻ってしまった。3 日間にわたる議論の様子などは、参加者から仄聞したに過ぎない。他方、オンライン・ハイブリッド開催の置き土産として、報告要旨や配布資料は、引き続き、学会ホームページからダウンロードする形であった。このため、事前に、内容や検討史料に触れることが可能となっている。ペーパーレスの観点から、今後も同様の取り扱いが継続されるものと期待し推測している。

上記大会には不参加となったが、その余波として、Gagliardi 教授から、複数のオンライン研究会の開催案内を得た。

(1)一つは、OPTIMVS STATVS CIVITATIS III (Ciclo di webinar su città e territorio nel mondo romano)で、2023 年 10 月から 2024 年 5 月まで、全 7 回が予定されている。毎回、報告者 1 名と対論者 1 名が、予告されたテーマについて、順に発表し、次いで司会者の下、オンライン参加者が適宜発言し議論を深める形式である。標題から、既に第 3 シーズンを数えるものと推察されるが、当方が初めて参加したのは、本年 1 月の第 3 回「ヒスパニアの都市と領域：碑文における私的境界の画定と可視化」からであった。スペイン北部、カンタブリアから報告者が論点を開示し、ロシア、モスクワから議論を深める対話が始まった。司会はローマ大学の Gregori 教授であったが、報告に用いられたスペイン語だけでなく、質問者はイタリア語でも疑問を呈し、情報を提供し続ける。第 4 回「アウグスタ・エメリタの建設植民と領域」では、共にセヴィージャ大学に属する報告者とコメンテータが、パワーポイントを用いて鮮明な資料を提示して、測量や交通ネットワークを論じた。司会者が同じバレンシ

アから接続のようであったが、議論は最終的に、Siculus Flaccus の記述 (I. 254) を文法的にどう解釈すべきか、という点に収斂した。某イタリア人研究者からこの単語は目的語だろう、との主張があると、報告者はスペイン語で、いや主語に違いない、なぜなら云々、と返答があり、複数の参加者がそれぞれに事例や典拠を挙げて様々に論じたが、結論的には報告者の読解に納得が得られたようであった。soliti sunt で終わる *ex eo quod in diversis regionibus magistratus coloniarum iuris dictionem mittere soliti sunt* という特殊な構文だが、釈義としては、magistratus が委ねる (mittere) 裁判権 (iuris dictio) とは、果たして、自身の裁判管轄を委譲し派遣する趣旨なのか、それとも、上位者 (中央ローマか) が留保する裁判権の担い手を指名する機能に留まるのか、文法では決着がつかないように見える。他にも、ハリカルナッソスのディオニュシオスなど、文献資料や出土史料が多数挙げられたが、現地で最先端に触れる優秀な研究者でも、ラテン語読解に諸説入り乱れ格闘する姿は、知的好奇心と興奮とを刺激した。

また、3月には、ヒスパニアの鉱山における地域の多様性を扱う第5回が開催された。報告者両名は、マドリードの科学研究高等評議会 (CSIC) のご所属で、司会は Maganzani 教授 (ミラノ「聖心」カトリック大学)。いずれも女性で、南欧における古代法、考古学研究ではその比率が高い印象を、今回も裏付けるものとなった。会には、オンラインで 40 名ほどが参加し、報告者が写真や図を多彩に駆使しビジュアルから分かり易い説明を提示することで、その後の議論も活発化した。

Saco del Valle 教授の発表は、プリニウスの記述 (NH. 34. XX; 33.

67) から説き起こし、イベリア半島の鉱山を俯瞰し、その「境界」に迫るものであった。碑文史料 (CIL II. 2598) なども駆使し、皇帝任命管理官と租税、ポリュビオスやストラボンの記述するカルタゴやカルタヘナとの関係、在地の「組合」(企業体ないし加入組織) の例、その中で妥当する法、ディオオン・カッシオスやタキトゥスを引いた某博士論文の要旨を検討し、山脈に囲まれた鉱脈と水運の関連、皇帝の許可、といった諸点を分析するものであった。

次いで、I. Sastre 氏が、属州における鉄山に注目し、採掘の行政的・法的側面を分析した。同様にプリニウスやストラボンを引き、国庫の利益が優先されたとして、その際の測量士の役割を指摘する。皇帝官僚が担当官 *curatores* として、労働者の定住も管理し、弓状の土地を巡る紛争の処理を紹介した。

質疑では、報告中にも言及された Negri, *Diritto minerario romano*, 1985 以降、鉱山の法的問題に関する研究は停滞気味であるとの指摘が相次ぎ、その背景に、鉱山の発掘・分析が考古学的に困難で進展していない点が挙げられた。他方で、測量や開発には、多くの非ローマ市民が動員されたようであり、私法的側面と公法的分析を組み合わせる必要性を痛感した。個人的には、Negri の業績を咀嚼することから始めたい。(なお、3月後半には、エディンバラからローマ考古学の専門家を招き、空間利用や大理石の運搬、装飾に関する連続講演が、オンライン併用で開催された。その著 *The Economics of the Roman Stone Trade* なども、売買、賃約(請負)を古代ローマの文脈で理解するには、有用・重要な観点を示すと思われる)。

なお、4月には3-5世紀の「蛮族」集落、5月には都市の機能に注目し、帝政ローマの境界と関税を検討する第6回、第7回が予定さ

れている。

(2)加えて、3月後半には、パリ郊外で開催されたローマ法連続カンファレンスがオンラインでも参加できる形で行われた。

Cycle2024 と称される連続3回の開催で、3月20日から翌21日に予定変更された初回は「ローマにおける銀行の保証」、25日の第二回は「共和政後期の裁判における証言とその役割」、28日の第三回は「*pacta sunt servanda* 準則と中世の法学者の思考における無名要物契約」と題し、講演者はイタリア、フランス、ポーランドからと多彩である。

①銀行と保証を論じる初回は、残念ながら中座せざるを得なかった。というのも、当初予定は日本時間水曜（祝日）深夜（現地では午後）開始であったが、都合により翌木曜夕刻（現地では朝）からとなり、退職教員の送迎行事と重なったため、冒頭数十分のみ聴講できた。

講演者 F. Fasolino 教授には、近著2篇があり、司会の Gagliardi 教授による導入部では、今回の発表に特に関連する *Aspetti giuridici dell'attività bancaria a Roma, 2020* と、公用物 *res in usu publico* 概念と文化財の私法的側面を総合的・通時的に検討する *La tutela dei beni culturali nell'esperienza giuridica romana (CEDAM scienze giuridiche), 2020* が紹介された。

前者は、報告と骨格を共有しており、発表内容の紹介に代えて、著書の概要を記しておきたい。即ち、同書は、付録を含め全5章で構成され、各章で①ローマの銀行組織と奴隷、②ローマ法における銀行業の活動と自律的保証、③ユスティニアヌス帝期の保証（なお、これに関しては、A. Petrucci, *Brevi riflessioni su alcuni nuovi studi in tema di receptum argentarii, Teoria e Storia del Diritto Privato*, 15 (2022)

が参考になる。この論考では、ブリタニア出土の史料も挙がり、学説彙纂・勅法の法文理解と引受責任 *receptum* との関係、特に帝政後期の展開が検討されている)、④帝政期ローマ世界の信用、財務処理、商品による・対する(動産)担保(*ABL?*)、付録として⑤物品の消費貸借 *mutuum* を、法(史)的に分析する。

第①章では、銀行業に従事する奴隷が、法的にどのように扱われ、やがて古代末期には姿を消す過程が描かれる。第②章では、銀行の引受責任について、その法的規律、義務の独立性、法学による彫琢、独立(自律)の限界・制限、ユスティニアヌス帝期の形態が論じられ、第③章に至って保証に関する立法が検討される。上記 *Petrucci* 論文の指摘も踏まえれば、銀行が交わした約束について、問答契約が形式的約款に転換する時代背景の下、相続人への義務移転や主債務者との求償関係が問題となり、銀行固有の引受責任は変質・消失したとされる。第④章では銀行業の機能、古代末期の経済・財政システムが検討され、第⑤章では、古代ローマの経済と取引体系が、アルカイック期以降、消費貸借という法形式でどのように展開したかを分析し、法学や帝政期立法による捉え方を踏まえ、「債権者の危険」と取引自治が論じられている。

オンライン研究会でも、こうした著作について、著者自身が簡潔に報告し質疑で問題を深化する様に触れることができ、貴重な機会であった。

②共和政の証言に関する第二回は、都合によりほぼ参加できず、情報を得ただけであるが、*Charles Guérin* 教授(パリ・ソルボンヌ)が、その著 *La Voix de la vérité. Témoin et témoignage dans les tribunaux romains du premier siècle avant J.-C.*, 2015 に基づき報告をした。

同書は、証言の法的分析が、証拠能力や証明力（事実と認定されるか否か）の検討に偏している点を憂い、事実との関係性、法廷での言説の対象と性質、供述と社会的自我との関連を論じる。かつてキケロに帰せられたこともある『ヘレンニウス宛て弁論書』を典拠に、証言者は見聞を語ることで、それが真実であるとの判断を聞き手に与えようとするが、しかし、証言者の人格と同時に、訴追者と被告人（原告と被告）の名声にも影響されること、とりわけローマではクレンテラ関係に依存する面が強いこと、正にこうした諸点の故に「評価」に晒されることを指摘する。

証言は、陳述と説得のため、確証と外因性の証拠として機能し、同時に対論での言辞・ディスクールたる側面を持つ。不明瞭なもの、被告人に敵対的なもの、時にスキャンダラスなものもある。法的には、証言能力や書証との関係が問題となり得るが、宣誓や偽証、不実の証言への対応、拷問による強制、情状証人の賞賛を如何に取り扱うかは慎重を要する。同書では、査問所での訴追から、民事的紛争での暴力問題まで、議論の応酬、審問における弁論・修辞学的側面、事前準備で書き法廷で供述し裁判後に出版する流過程、それでも証言で論拠を積み上げて蓋然的結論を得るための活動として裁判が描かれる。勿論、共謀などで信頼性に疑問のある証言も含まれる。これを踏まえてなお、知と信念で個人の意思を優先することが、共和政末のローマに特徴的な法的政治的世界観であった。

なお、同教授の近著、*Cicéron: Un philosophe en politique* は、激動の共和政末、キケロがカエサルに代表される新興勢力に対抗し、弁論家として社会的影響力を蓄えつつ、政治的に活躍した様を描く。当然ながら、それは共和政崩壊の同時代史でもある。旧稿 *Persona. L'élaboration d'une notion rhétorique au Ier siècle av. J.-C. Volume I* :



antécédents grecs et première rhétorique latine, 2009; Vol 2 - Théorisation cicéronienne de la persona oratoire, 2011 を基礎に、ギリシアの知的伝統とイタリア的、汎地中海的領域支配の相克が背景に見える。

③中世法学を講じた第三回では、オンラインの弱点も痛感した。冒頭、案内された接続先では視聴できず、十五分程度待ったところで、主催者が気付いたのか、Zoom が開設され、直ちに、別の接続先へ誘導するチャットが届いた。急ぎ切り替えると、既に報告は相応の部分が過ぎており、かつ、音声と画面表示（共有）が不具合のため、暫く調整に時間を要した。

報告者の Kacprzak 教授（ポーランド、ラドム）には、盗品売買を D. 18.1.34.3 から説き起こす論考や、消費貸借に関し D. 17.1.34 pr. と D. 12.1.15 に注目し論じる業績がある。特に後者は、無方式合意 *pactum* が交わされた場合、法学者がどのように捉え性質決定し契約に類する保護を与えるべきかを論じてきた過程を踏まえ、要物性を重視したと指摘する。本邦民法改正とも関わる論点である。

当日の報告は、視点を中世に移し、合意の拘束力に関する法学者の議論を分析し紹介するものであった。上記の次第で前半部は聞き漏らしたが、質疑から推して中核部分と目される議論はフォローすることができた。

報告で主として論じられたのは、バルドゥスによる C.2.4.28 に対する註解 *Commentaria ad librum secundum codicis de transactionibus* の部分である。裸の合意に基づく訴求を、教会法が可能にする修正を施したとされる点について、儀式文言の「裸 *nuditas*」がカノン法源で論じられているのであって、「原因 *causa*」に関するものではない、とバルドゥスは言う。その上で、市民法が無名契約について述べるのと同様、カノン法も訴権を認める訳ではないが、補充の必要性が

あれば別段である、とする箇所が引用され敷衍された。

同教授によれば、ここに見出されるのは、問答契約の要式性と「意思 *voluntas*」の対比であり、中世法学では、契約が相互・双務的なものと把握され、これに対し片務契約ないし単独行為では、合意の形式が異なっても訴権を認める点が強調された。

質疑では、事実訴権 *actio in factum*、擬制訴権 *ficticia* との関係、諾成契約と合意、特に問答契約に位置づけ、論題にある「合意は守られるべし」との準則の適用範囲、単なる偶然の一致か、論理的必然性の有無、といった論点が示され、報告者は、中世には固有の区別が見られ、特定の方式 *forme* を履践しないと失権するなど、問答契約が諾成契約中でも特殊な地位を持っていたと解答された。また、債務発生原因ごとに差異化が見られたようであり、そのような分化 *articulation* を詳細に分析する必要性が課題となるように思われた。

なお、3回の連続講演を締め括るにあたり、会場のパリ・シテ大学に対する謝辞や次年度も開催の意向である旨が *Gagliardi* 教授から示された際、本年は国際学会が日本で催され、Zoom 画面に映った当方の表示名に言及された。当方は画面から手を振るに留めたが、フランス語圏からも大阪大会に来日される方が少しでも増えれば幸いである。会は、同大学の *Kremer* 教授の挨拶で閉じられた。

5. 我が国でも、永らく上智大学を会場として開催されてきたローマ法研究会が、対面を避けオンラインで行われるようになり、遠方からの参加や報告も容易になってきている。北大での伝統を継ぐものとして、首都圏の諸賢を中心に続けられる営為には敬意を表したい。

同様に、例えばイタリアでも、上記のような会が設けられ、会員

資格を問うことなく広く各位に参加が開かれている。彼の地では、「対面」と「遠隔」という対比を用いるようであるが、対面会場の模様に遠隔地で接続するハイブリッド方式でも、「遠隔」参加と呼ばれている。世界中に巡らされた「蜘蛛の巣」が作る電腦空間は、極東の我々にも既に親しい存在である。欧州での先端的議論に触れると共に、自ら質問をすることも可能になっている。まずはウェブ会議システムに接続し、聴講することから始めることで、二次文献の読解とは異なるルートで、研究を深化する手段としてオンライン研究会を活用することが期待される。